


1. 特定プラスチック使用製品提供事業者の判断基準省令について

レジ袋の有料化に続き、特定プラスチック使用製品提供事業者においては、2022年4月より、省令に従い「特定プラスチック使用製品」の削減に向けて目標を設定し、特定プラスチック使用製品の使用の合理化に取り組む必要があります。会員の皆様には、内容を確認し、該当施設への説明、指導をお願いいたします。

(1) 特定プラスチック使用製品(12製品)と提供事業者

対象製品	対象業種
フォーク スプーン テーブルナイフ マドラー 飲料用ストロー	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種商品小売業(無店舗のものを含む) ● 飲食料品小売業 ● 宿泊業 ● 飲食店 ● 持ち帰り・配達飲料サービス業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒菓業を除き、無店舗のものを含む </div>
ヘアブラシ、くし 剃刀、歯ブラシ シャワーキャップ	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊業 
衣類用ハンガー 衣類用カバー	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種商品小売業(無店舗のものを含む) ● 洗濯業

(2) 特定プラスチック使用製品多重提供事業者について

前年度において提供した特定プラスチック使用製品の量が5トン以上である事業者のことを言います。取組みが、著しく不十分な場合には、勧告・公表・命令・罰則を受ける可能性があり、命令に違反した場合は、50万円以下の罰金が処せられます。

(3) 特定プラスチック使用製品事業者に求められる取組み

※特定プラスチック使用製品の提供量の多寡を問わず、全ての特定プラスチック使用製品提供事業者が取組みます。

取組み項目	内容		
目標の設定	・特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する目標を定め、これを達成する取組みを計画的に行う		
記載例	特定プラスチック使用製品の提供量 (t) (①)	売上高、店舗面積その他の特定プラスチック使用製品の提供量と密接な関係をもつ値 (②)	特定プラスチック使用製品の提供に係る原単位 (③=①÷②)
基準年度 20××年度	10[t]	売上：100[億円]	0.1[t/億円]
目標年度 20■■年度	8[t]	売上：100[億円]	0.08[t/億円]
変化率 (%)	▲20%	0%	▲20%

⚠ 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 ・特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組みを行うことで、廃棄物の排出の抑制をする

情報の提供	・店頭やインターネット等で、消費者に情報を提供する
体制の整備等	・責任者の設置といった体制の整備を行う
安全性等の配慮	・安全性、機能性その他の必要な事情に配慮する
実施状況の把握	・実施状況を把握し、インターネット等での公表に努める
関係者との連携	・国、自治体、消費者等との連携を図るよう配慮する

(4) 特定プラスチック使用製品の使用の合理化について

⚠ 下記の7つの取組みの中から1つ以上を選択し、実施するようにします。

- ① 消費者に特定プラスチック使用製品を**有償**で提供する
- ② **不要とした消費者に景品等**を提供(ポイント還元等)する
- ③ 消費者に製品が**必要か不要かの意思を確認**する
- ④ 消費者に提供する製品について**繰り返し使用**を促す
- ⑤ 製品設計やその部品・原材料の種類に**工夫された製品**を提供する
- ⑥ 商品やサービスに応じて**適切な寸法の製品**を提供する
- ⑦ **繰り返し使用が可能な製品**を提供する



(5) 施設での取組み事例

- 飲食店で、木製スプーンや紙製のストローを提供する
- アイスクリーム販売時に、プラスチック製のスプーンを有償で提供する
- クリーニング店でハンガーを店頭回収し、リユースまたはリサイクルを行う



(6) 施行日

2022年4月1日(金)

(7) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(環境省)

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>